

農業振興地域整備計画の全体見直しを行います

●農業振興地域整備計画について

岡崎農業振興地域整備計画の全体見直しを平成 30 年度に行います。

農業振興地域整備計画とは「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて農業の健全な発展を目指し農地の効率的な利用を図り、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために定めた計画となります。

この計画により、今後 10 年間を見通し、農用地として確保・利用する土地を「農用地区域（通称：青地）」として設定しています。

●農用地区域変更申出（農振除外）の受付停止について

農用地区域に指定されている農地は原則的に他の用途として利用することができません。ただし一定の要件をすべて満たす場合に限り、農用地区域の変更の申出をすることで他の用途で利用することが可能です。通常、農用地利用計画変更申出の受付を年 4 回行っていますが、この計画の見直し期間中につきましては以下のとおり変更申出の受付を停止します。

現在、農用地区域からの除外手続き等を検討されている方はご注意ください。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

	申出受付締切日	申出書の受付予定
平成 30 年度	平成 30 年 6 月 11 日 (月)	受付可
	平成 30 年 9 月 10 日 (月)	受付可
	平成 30 年 12 月 10 日 (月)	受付停止
	平成 31 年 3 月 11 日 (月)	受付停止
平成 31 年度	平成 31 年 6 月 10 日 (月)	受付可

＊受付停止期間については変更する場合があります。